

臨時の水質検査実施について

採取年月日 令和7年12月23日

【採水地点及び検査項目】

採水地点	検査項目	検査結果	単位	基準値
志布志小学校	硝酸態窒素 及び 亜硝酸態窒素	5.3	mg/L	10 以下
志布志中学校		5.5		
安楽小学校		5.4		
香月小学校		5.4		
通山小学校		5.5		
原田小学校		6.0		
宇都中学校		5.9		
伊崎田小学校		4.3		

水道水質基準では、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の合計で 10mg/L 以下となっており、検査方法は厚生労働省告示第 261 号による厚生労働大臣が定める方法により実施。上記水質項目については、水道法基準に適合であることを確認した。